

第9章 国費外国人留学生在が必要な手続等

1 奨学金

奨学金は、毎月17日頃に各人の銀行口座に振り込まれます。

(1) 奨学金支給手続

入学時（国内採用の場合は4月、大学推薦、日韓理工系学部留学生）の手続き
→入学時に、「委任状」「銀行振込依頼書」を提出してください。

(2) 奨学金支給期間

1) 毎月、月の初め（第1金曜まで）に予備教育対象者、小白川地区所属の学生は学生課
留学支援担当、その他の学生は学部の担当で在籍簿にサイン（署名）してください。

2) 一時帰国等により日本を離れる場合

月の初めから終わりまで日本を離れている場合は、原則として、その月の奨学金は
支給されません。また、その際は指導教員に伝えた上で「一時帰国・海外旅行届」
を学生課留学支援担当（小白川地区）または学部の担当まで提出してください。

(3) 奨学金支給期間の延長

進学に伴い、奨学金支給期間の延長を希望する者は、期間が満了する4～5ヶ月前
に、所属学部の担当まで相談してください。延長が認められることがあります。

2 帰国旅費

留学期間が満了し帰国する場合には、東京（成田空港）または山形大学最寄りの国
際空港から、帰国先（自国）の最寄りの国際空港までの航空券が支給されます。

この手続きは、年度途中の帰国の場合は留学期間満了45日前までに、3月帰国の
場合は当該年度の1月上旬までにそれぞれ文部科学省へ申請します。

なお、奨学金支給期間が満了した後も、引き続き在学し、帰国しない場合や奨学金
支給期間の途中で、個人の都合で帰国することとなった場合には、帰国旅費は支給
されないので注意してください。

帰国することが決定した場合は、所属学部の担当に相談し、申請手続きをしてください。

3 フォローアップ

(1) 帰国外国人留学生短期研究制度

アジア、アフリカ、中南米などの元日本留学生で、帰国後1年以上経ち、自国の教育、
学術研究や行政の分野で活躍している者に対し、日本の大学などで再び連続する60
日以上90日以内の範囲で研修をする機会を提供します。

き こくがいこくじんりゅうがくせいけんきゅう し どう じ ぎょう
(2) 帰国外国人留学生研究指導事業

き こく ご ぼ こく きょういく けんきゅうかつどう おこな がんじつぼんりゅうがくせい たい にほん しゅうとく
帰国後も母国で教育・研究活動を行っている元日本留学生に対し、日本で修得し
ち しき ぎ じゆつ けんきゅうほうほう こうじょう にほんりゅうがくとう じ しどうきょういん たい
た知識、技術、研究方法などをより向上させるため、日本留学当時の指導教員を対
しょうこく (アジア、アフリカ、ちゆうとう、ちゆうなんべい にちかん は けん げん ち きょういく
象国 (アジア、アフリカ、中東、中南米など) に7～10日間派遣して、現地の教育
けんきゅうじょうけん てき けんきゅう すす かた し どう
の研究条件に適した研究の進め方などについて指導します。

き こくがいこくじんりゅうがくせい
(3) 帰国外国人留学生データベース

にほんがくせい し えん き こう き こく がんじつぼんりゅうがくせい れんらく じょうほうこうかんとう やく だ
日本学生支援機構は、帰国した元日本留学生との連絡・情報交換等に役立てるため、
じょうほう じょうほう じょうほう じんそく し どう ていきょう あら し えんたいせい
情報ネットワークを構築し、様々な情報を迅速かつ的確に提供する新たな支援体制の
じゆん
準備をしています。